

【提出時の注意事項】

- ※（２）企業概要書記載の、直近２期の業績については、財務諸表（営業報告書又は貸借対照表、損益計算書）にて確認させていただきます。
（ナビ入居者様へ毎年決算月より３か月以内のご提出をお願いしている「事業活動報告書」へ添付して提出していただいていると思いますが、未提出の場合は再度依頼させていただきます）
- ※（４）納税証明書は、直近決算期１期分についての、名古屋市が発行する法人の市民税にかかるものをご提出ください。コピーは不可
- ※（５）登記事項証明書は、最新のものをご提出ください。コピーは不可
（ナビ入居時又は令和５年度までの本減額制度の届出内容から変更ない場合は省略できます）

3 提出期限

令和６年２月２２日（木）１７：００（厳守）

※期日を過ぎた場合、令和６年度の減額適用は不可となりますのでご注意ください。

4 減額申請書提出先

持参 又は 郵送

公益財団法人名古屋産業振興公社 新事業支援センター 創業支援施設課

住所：〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目９番３３号 名古屋ビジネスインキュベータ白金

5 その他

- 令和６年３月中に減額可否を決定します。減額を決定した場合は、同月の賃料等請求時において、翌月（同年４月）の賃借料を決定内容に応じて減額し請求させていただきます。
- 減額申請は、年度ごとに行っていただきます。（来年度も同時期に申請書の提出が必要です）
- 減額限度額（１５０万円もしくは２００万円）に達し次第、当年度の減額は終了となります。
- 月々の賃料等の支払が期限までになされない場合、その年度の減額を打ち切りとさせていただきます。
（何らかの理由により支払いが遅れる場合には必ず支払期限内にご相談ください）
- EXCEL データは以下の場所からダウンロードし、ご利用ください。
ナビ HP > 「賃借料等減額制度」 > 「公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設賃借料等減額申請書」

お問い合わせ先

公益財団法人名古屋産業振興公社 創業支援施設課 神谷・塩野谷
電話：０５２－８８３－８７１１